



あなたの賃貸ライフに
安心はいつもそばに。

Always 利用規約

第1章 総則

第1条(適用関係)

1. この利用規約は、株式会社アクトコール(以下「当社」といいます。)が提供する緊急駆けつけパッケージサービス(この利用規約に定める第2章から第8章のサービスの総称をいい、「本サービス」といいます。なお、第3章に定める家財総合保険については、予め利用を希望した場合のみ適用されます。)の利用等に関して適用されます(以下「利用規約」といいます。)

2. 当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用約款や利用上の注意等の諸規定(以下「諸規定」といいます。)を設けることがあります。それらの諸規定はこの利用規約の一部を構成するものとし、利用規約に定める内容と異なる場合、諸規定の内容が優先されます。

第2条(定義)

1. 「サービス対象物件」とは、当社が、本サービスを提供する住戸をいいます。

2. 「利用者」とは、サービス対象物件に居住する方で当社所定の方法で申請した本人(以下「本人」といいます。)&及びその同居人で且つ、当社が登録した個人をいいます。

第3条(本サービスの利用)

1. 利用者は、利用規約の定めるところに従い、本サービスを利用することができます。

2. 本人は、同居人による本サービスの利用に際して、同居人に利用規約及び諸規定の定めを遵守させる義務を負うものとし、

第4条(有効期間)

1. 本サービスの有効期間は、所定の申込書又は当社より送付する本サービスに係る契約内容通知等に記載の入居予定日若しくは本サービス開始希望日をもって開始とし、当該サービス対象物件に入居する契約が終了した日をもって終了とします。

2. 入居している住戸がサービス対象物件でなくなった場合には、当該住戸がサービス対象物件でなくなった日をもって、本サービスの有効期間の終了とします。

第5条(登録情報の変更)

1. 利用者は、当社に届け出た連絡先や同居人等の情報(以下「登録情報」といいます。)に変更があった場合、当社所定の方法により速やかに変更手続をとるものとします。また、登録情報の変更は本人の申し出により行います。

2. 登録情報の不備、変更手続の不履行や遅延などにより利用者が不利益を被ったとしても、当社はいかなる責任も負いません。

第6条(利用資格の取消し)

利用者が次のいずれかに該当した場合、当社は利用者の利用資格を取り消すことができるものとします。

- この利用規約又は諸規定の定めに関連した場合
- 不要な問合せや悪質ないたずら等で本サービスの業務に支障をきたした場合
- 暴力、威力や詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人(いわゆる反社会的勢力)に属する、又は密接な関係を有する場合
- その他、当社が利用者として不適切とみなした場合

第7条(個人情報)

1. 当社は、本サービスの利用等を通じて当社が知り得た利用者の個人情報(以下「利用者の個人情報」といいます。)について、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

2. 利用者は、利用者の個人情報を当社が次の各号の目的の範囲内で使用することに同意するものとします。

- 利用者より依頼を受けた各種サービスを当該利用者に対して提供するため
- 本サービスの運営上必要な事項を利用者に知らせるため
- 本サービスその他当社の商品等の改善等に役立てるための各種アンケートを実施するため
- 本サービスの利用状況や利用者の属性等に応じた新たなサービスを開発するため
- 関連サービスや商品の情報を提供するため

3. 当社は、本サービスの提供に関わる業務を第三者に委託することがあります。この場合、当社は、業務遂行上必要な範囲で当該委託先に利用者の個人情報を取り扱わせることがあり、利用者はあらかじめこれに同意するものとします。

4. 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は利用者の個人情報を第三者に開示・提供することができます。

- 個人又は公共の安全を守るために緊急の必要がある場合
- 裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分、又は法令により開示が必要とされる場合
- 当社の権利又は財産を保護するために必要不可欠である場合
- 当社が本サービスの運営維持のため必要不可欠と判断する合理的かつやむを得ない事由が生じた場合
- 当社は、利用者が第3章の家財総合保険を希望された場合、引受保険会社であるチューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド日本支店(以下「チューリッヒ保険会社」といいます。)に対し、同保険を提供するために必要な利用者の個人情報(利用者氏名、利用者住所及び他の保険契約等の有無等)を提供します。なお、チューリッヒ保険会社の個人情報の取り扱いについては次条に定めるものとします。

第8条(チューリッヒ保険会社の個人情報の取り扱いについて)

1. チューリッヒ保険会社は、業務上必要な範囲内で、且つ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。なお、書面、インターネット若しくはお電話を通じてご申告いただいた内容につきましては、記録・保存を行っています。また、お電話で聴取した通話につきましては、録音することがあります。

2. チューリッヒ保険会社は、利用者により良い商品やサービスを提供するために、利用者の情報を次の目的で利用します。

- チューリッヒ保険会社の保険の募集、お見積り、お引受け、ご継続および保険金・給付金のお支払い
- チューリッヒ保険会社の保険契約の保全管理及びこれに関連・付随する業務
- チューリッヒ保険会社及びグループ会社の商品やサービスのご紹介、ご提供
- アンケートの実施や市場調査及び保険商品・サービスの開発・研究

⑥再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求

⑥他の事業者から個人情報(データ)の処理の全部又は一部について委託された場合等において、委託された当該業務の適切な遂行

⑦キャンペーン等に付随する票品発送

3. チューリッヒ保険会社では、次の場合を除き、ご本人の同意なく利用者の情報を第三者に提供することはありません。

- 法令に基づく場合
- チューリッヒ保険会社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- 再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合
- チューリッヒ保険会社グループ会社と間で共同利用する場合
- 損害保険会社間等で共同利用する場合
- 保健医療等の機微(センシティブ)情報の取得、利用、および第三者提供は、保険業法施行規則に従い、適切な業務運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。チューリッヒ保険会社の個人情報保護方針等詳細につきましては、チューリッヒ保険会社ホームページ(<http://www.zurich.co.jp>)をご確認ください。お問合わせ窓口：チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド 日本支店 お客様相談室 0120-860-697 受付時間：午前9時から午後5時(土日祝・年末年始等を除く)

第9条(規約の追加変更)

本サービスの運営上、利用規約に追加又は変更の必要が生じた場合は、当社の運営するホームページ上で告知するものとします。

第10条(免責)

当社は、本サービスの運営に際して故意又は重大な過失がない限り、利用者に対して損害賠償義務を負わないものとします。

第2章 緊急駆けつけサポート

第11条(内容)

1. 利用者は、サービス対象物件について、次の各号のトラブルが生じた場合、当社指定の専用フリーダイヤルを利用して、24時間365日、トラブル解決を図るための情報提供又は現場駆けつけ対応のサービスを受けることができます。

- カギの紛失・故障等、カギのトラブル(但し、特殊構造の鍵に関しては開錠できない場合があります。)
- 水廻りのトラブル
- ガラスのトラブル
- ガスのトラブル
- 電気設備のトラブル(利用者が所有する家電製品は対象外とします。)
- 悪質な訪問販売、不審者、騒音その他、居住環境に関するトラブル

2. 前項の現場駆けつけ対応時には、利用者の立ち会いが必要となります。

第12条(利用料金)

1. 利用者は、現場駆けつけを原則として無料で受けることができます。但し、60分を超過した作業の代金(超過10分ごとに1,575円(税込))については、利用者が別途実費を負担するものとします。また、対応に部品交換や特殊作業が必要になった場合の代金についても利用者が別途実費を負担する場合があります。

2. 利用者は、本サービスの対象に含まれない事項についても、現場駆けつけ作業員(以下「作業員」という。)と協議のうえ別途有料でサービスを受けられる場合があります。

3. 現場駆けつけ対応ではトラブルが解決できない又は二次被害が発生することが予想される場合、利用者は作業員等と協議のうえ別途有料(作業料金・部品代)でサービスを依頼することができます。

4. 当社は、前3項の場合の利用料金等の請求業務を、当社の指定する第三者に委託することがあり、利用者はこれを承諾するものとします。

第13条(除外事項)

次の場合は緊急サポートサービスの対象外とします。

- 建物共有設備におけるトラブル
- 午後11時以降午前9時までの時間帯における破壊による開錠
- 利用者が所有する家電製品等に関するトラブル
- 入居当初からの故障・破損に関するトラブル
- 原状回復に関するトラブル
- 地震等の天災や火災、暴動等の非常事態におけるトラブル
- その他当社が不適切と判断した場合
- 地震等の天災や火災、暴動等の非常事態におけるトラブル
- その他当社が不適切と判断した場合

第3章 家財総合保険

第14条(内容)

1. 利用者は、本サービス申込時に家財総合保険を希望した場合、当社が保険契約者、チューリッヒ保険会社が引受保険会社となり、利用者を被保険者(保険の対象となる方)とする家財総合保険(以下「本家財総合保険」といいます。)を無料で受けることができます。

2. 本家財総合保険には、地震保険の補償は含まれません。

3. チューリッヒ保険会社は、本家財総合保険において、1回の事故につき、貸主への賠償責任の補償(借家人賠償責任補償)として1,000万円(※1)、日常生活の賠償責任の補償(個人賠償責任補償)として1,000万円(※1)、家財の補償として60万円、住まいの修理費用の補償として100万円(※2)を限度に保険金を支払うものとなります。なお、当該支払内容の詳細は、本サービス申込時にお渡ししたパンフレット又は家財総合保険普通保険約款(※3)をご確認ください。

(※1)自己負担額は1,000円です。

(※2)自己負担額は3,000円です。

(※3)<http://www.zurich.co.jp/sfd/index.html>をご確認ください。

第15条(事故が生じた場合の手続き)

1. 利用者は、本サービス有効期間中に、本家財総合保険の支払対象となる事故が発生した場合、チューリッヒ保険会社が指定する先に連絡をするものとします。

2. 本家財総合保険の内容や保険金の支払いに関する事項は、チューリッヒ保険会社又は取扱代理店(プロフィックス有限会社)へお問合せください。

第16条(内容)

本人が加入期間中にサービス対象物件の室内(ベランダは除きます。)において侵入盗難被害に遭い、サービス対象物件の賃貸借契約を終了して転居する場合において、次条の要件をすべて満たす場合に当社から見舞金10万円を給付します。

第17条(見舞金の給付条件)

見舞金は以下の要件をすべて満たす場合に給付されます。

- ①所轄の警察署に対して被害届を提出していること
- ②侵入盗難被害から3か月以内に、サービス対象物件の賃貸借契約につき解約の合意を成立させ、又は解約申し入れの意思表示をしていること
- ③転居先として、本サービス加入時と同一の不動産会社が管理する住戸について、賃貸借契約を締結していること
- ④本サービスの有効期間中に、当社所定の申請書等を提出していること
- ⑤本サービスの有効期間中1回目の申請であること(2回目以降は対象外となります。)

平成25年3月1日制定

第4章 盗難転居サポートサービス

第16条(内容)

本人が加入期間中にサービス対象物件の室内(ベランダは除きます。)において侵入盗難被害に遭い、サービス対象物件の賃貸借契約を終了して転居する場合において、次条の要件をすべて満たす場合に当社から見舞金10万円を給付します。

第17条(見舞金の給付条件)

見舞金は以下の要件をすべて満たす場合に給付されます。

- ①所轄の警察署に対して被害届を提出していること
- ②侵入盗難被害から3か月以内に、サービス対象物件の賃貸借契約につき解約の合意を成立させ、又は解約申し入れの意思表示をしていること
- ③転居先として、本サービス加入時と同一の不動産会社が管理する住戸について、賃貸借契約を締結していること
- ④本サービスの有効期間中に、当社所定の申請書等を提出していること
- ⑤本サービスの有効期間中1回目の申請であること(2回目以降は対象外となります。)

第18条(除外事由)

次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金は給付されません。

- ①不在中に施設されていなかった等、利用者の故意又は重過失による場合
- ②利用者の親族、止宿人、その他サービス対象物件の居室内に入りすることが可能な者による盗難の場合
- ③地震等の天災や火災、暴動等、非常時における盗難の場合
- ④その他当社が不適切と判断するべき合理的な理由がある場合

第19条(手続)

1. 本人は、盗難転居サポートサービスを利用する場合は、次の書類を提出して当社に利用の申請を行うものとします。

- ①当社所定の申請書(送金先の金融機関口座情報を含みます。)
- ②転居先の賃貸借契約書の写し

2. 前項の申請が、規約の定める要件をすべて満たす場合、当社又は当社の指定するものは、本人の指定した金融機関口座に、速やかに見舞金を送金します。

第20条(他の補償制度との関係)

盗難転居サポートサービスによる見舞金の給付は、保険ではなく、本人への付加サービスであり、他の補償制度や保険等からの給付とは無関係に行うものとします。

第5章 健康医療情報サポートサービス

第21条(内容)

利用者は、健康・医療・介護・育児等の生活上の問題について、医療機関、行政機関窓口等の紹介その他の相談を受けられる、健康医療情報サポートサービスを利用することができます。但し、このサービスは当社が治療・診療行為を行うものではなく、また当社が直接トラブル解決を図るものではありません。

第6章 プレミア優待サービス

第22条(内容)

本人は、プレミアム優待サービス(以下「プレミアム優待サービス」といいます。)専用ホームページに掲載されている宿泊施設やレジャー施設、ショッピング、グルメ、エステ、育児施設等を優待価格で利用することができます。

第23条(プレミアム優待サービスの利用)

1. プレミア優待サービスは、当社の提携企業が提供する会員限定優待サービスです。会員は優待サービスの利用に際し、プレミアム優待サービスの専用ホームページに記載されたプレミアム優待サービス会員規約をよく読み、同意した上で利用するものとします。

2. 本人は、専用ログインID及びパスワードでプレミアム優待サービスの専用ホームページにログインすることで、会員優待サービスを利用することができます。

第24条(変更・休止等)

プレミアム優待サービスは、利用者の承諾なく、また利用者への事前の通知なく、任意に会員優待サービス又は一部を変更すること、又は休止することがあります。

第7章 プレミアショッピングモール

第25条(内容)

本人は、専用のログインID及びパスワードを用いて、専用ホームページに掲載されている当社の提携企業が提供する会員限定のWEBサイト(以下「プレミアムショッピングモール」といいます。))で物品の購入をすることができます。

第26条(プレミアムショッピングモールの利用)

本人は、プレミアムショッピングモールの利用に際し、専用ホームページに記載された利用規約をよく読み、同意した上で利用するものとします。

第27条(変更・休止等)

プレミアムショッピングモールは、利用者の承諾なく、また利用者への事前の通知なく、任意に会員優待サービス又は一部を変更すること、又は休止することがあります。

第8章 コンシェルジュサービス

第28条(内容)

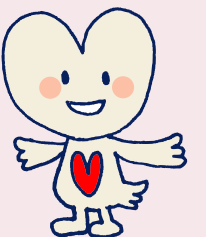
1. 利用者は、当社が提供する企業(以下「業務提携先」といいます。)から、所定の方法により、コンシェルジュサービスを受けることができます(サービスによっては別途費用が生じる可能性があります。)。当社は、これらのサービスの提供に関して利用者と本サービス業務提携先の間が生じる紛議について、責任を負わないものとします。但し、当社の責に帰すべき事由により、当該紛争が生じた場合は、当社は責任をもって解決に努めるものとなります。

2. コンシェルジュサービスの一部を利用できない地域があります。

3. コンシェルジュサービスの内容、価格、利用方法などは、利用者が情報を得る最新のWEBサイト等に掲載するものとします。

平成25年3月1日制定

あなたの賃貸ライフに 安心はいつもそばに。



イメージキャラクター
おるえい

出張費・基本作業
60分無料

緊急かけつけサポート

24時間365日の安心対応！賃貸ライフの「困った！」を解決します。
カギをなくした、トイレが詰まった、電気がつかない・・・、日常生活の「困った！」は、わたしたちにお任せください！

6つの安心で快適生活をパーフェクトサポート

意外と多い賃貸ライフのトラブル

安心対応



水廻りのサポート

- トイレが詰まって流れない
- バルブから水がポタポタ漏れる
- キッチンの排水が悪く、流れない

「トイレの水が詰まった」「キッチンの蛇口から水が漏れている」など、自分ではどうしようもない水廻りの不具合。すぐにプロがかけつけて解決します。



カギのサポート

- 鍵をなくして、家に入れない
- 内鍵がかかって開かなくなった
- 家族がカギを持って外出した

「鍵をどこかに忘れてきた」「鍵が壊れて開かない!」。そんなときも電話一本! 24時間、鍵のプロがかけつけてくれます。



電気設備のサポート

- 落雷でブレーカーが落ちた
- 電気が突然切れた
- 洗面所の管球の交換方法がわからない

突然の停電や照明機器の不具合など、電気関係のトラブルは、自分ひとりでは対処しづらいもの。そんなときも、電話一本で対応します。



ガスのサポート

- ガスレンジが点火しない
- ガスの元栓をひねってもお湯が出ない
- 室内全てのガス設備が使用できない

「ガスコンロに火がつかない」「ガスくさい」「元栓を開けてもお湯が出ない」・・・。何かと不安なガスのトラブルにも、電話一本でかけつけてくれます。



ガラスのサポート

- 突風でガラスが割れた
- 子供がガラスを割ってしまった
- 空き巣にガラスを割られた

「窓ガラスが割れて風が吹き込んでくる」「割れたところから誰か入ってきたらどうしよう!」。一刻を争うガラスのトラブルにも、電話一本で対応します。



暮らしのサポート

- 安否確認
- 室内の警報器が鳴りやまない

左記のようなお悩みに、利用者様の立場に立ち、対応することで不安を取り除きます。

※1. 利用者様の故意過失によるトラブルで部材代・特殊作業費が発生した場合は、利用者様のご負担となります。 ※2. 60分を超える作業の場合は、10分毎に1,575円(税込)の延長料金が必要となります。 ※3. 地域や作業内容によって即日対応できない場合や作業員が現地到着まで時間を要する場合がありますので予めご了承ください。 ※4. 離島・山岳地域など一部対応できない場合がありますので予めご了承ください。 ※5. トラブル内容によっては利用者様ご本人に警察などの専門機関に対応をお願いする場合がございます。 ※6. セキュリティの高い鍵は解錠できない場合があります。詳しくはサービス利用規約をご覧ください。

利用者の声 USERS VOICE



トイレ詰まりで問い合わせました。正直、加入時には利用することはないと思っていたのですが、実際にトラブルに遭い、加入しておいて良かったと思いました。備えあれば憂いなしですね!

(30代 販売員 女性 / 1人暮らし)



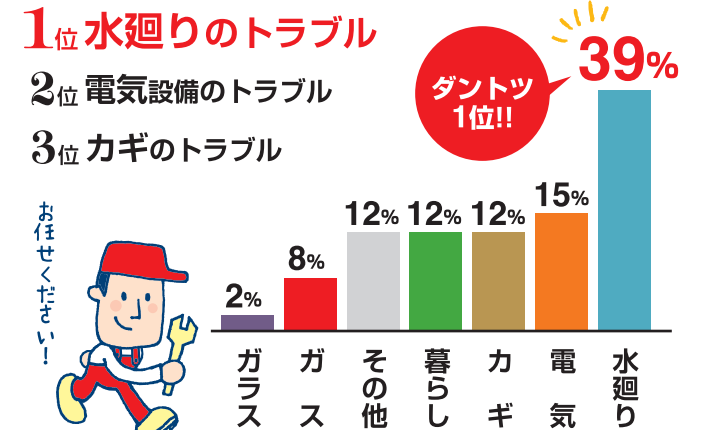
飲み会の帰りに、帰宅したらカギを紛失した事に気がきました。専門業者さんがかけつけてくれて、開錠して頂き、無事に家に入ることができました。しかも無料で対応して貰えたので大満足です!

(20代 会社員 男性 / 1人暮らし)

Q かけつけまでにどのくらい時間がかかるの?
A お伺いする時間は利用者様と相談の上決めさせていただきます。緊急を要するトラブルの場合には、所在地や交通事情にもよりますが、利用者様の元へ1時間程度を目安にお伺いするよう調整いたします。

Q 無料の範囲ってどのくらい?
A 基本料金・出張費・60分以内の作業費用は無料となります。部品代や特殊な作業の場合は事前に利用者様や管理会社様へ相談させていただいてから作業を行いますので、作業終了後に高額な料金を請求されることはありません。

入居者に多いトラブルとは?



お任せください!

※当社調べ

よくあるお問合せと安心対応

項目	お問い合わせ内容	対応内容	利用者価格
水廻り	トイレの便器が詰まっている。排水後、便器縁まで水位が上がり水が流れない。	まずは利用者様ご自身で詰まりを取り除く方法を説明しお試し頂くが改善されない為、サービスマンが訪問。各種点検をおこない、原因を確認し、詰まりを除去して無事に排水できることを確認頂く。	0円
カギ	鍵をなくしてしまった。合鍵もないので開けてほしい。	サービスマンが訪問し、免許証にて利用者本人確認後、専門工具を使い開錠し、入室して頂く。	
電気	リモコンの電池交換や、本体の運転ボタンを押してもエアコンの電源が入らない。	エアコンのコンセントを抜き差し頂き、ブレーカーの上げ下げを行って頂く事をご案内するも改善されず。サービスマン(メーカー)が訪問し、ブレーカーを上げ下げした結果、症状が改善され、エアコンの電源が入った。	
ガス	点火操作時に出る「パチパチ」という音は鳴っているが、ガスコンロがつかない。	新しいものに電池交換して頂くご案内をするが点火しない。サービスマンが訪問し、点火プラグの汚れを取り除く。点火プラグの清掃と調整を行い、無事点火する。	

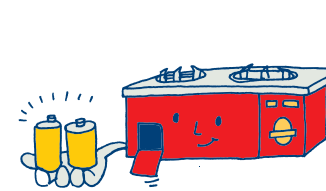
「故障かな?」と思ったら、ここをチェックしましょう

洗濯機が水漏れする
原因 ホースが破損している



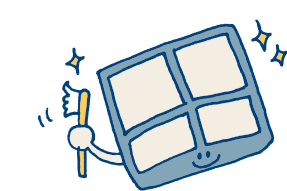
洗濯機と排水口をつなぐホースが破損していないか確認してみましょう。また、取水ホースと蛇口の接続器具がゆるんでいると、そこから水漏れすることがあります。

ガスコンロがつかない
原因 電池切れ



点火用電池が切れている場合があります。カチカチと音が鳴るのに火がつかない場合は電池を交換してみましょう。電池カバーを開けて、指定の電池をセットしてください。

エアコンが効かない
原因 フィルターのゴミ詰まり



エアコンの吸い込み口や、室外機の吹き出し口がふさがれていないか、フィルターが汚れて目詰まりしていないか、確認してみましょう。

トイレの水が止まらない
原因 タンク内の水量



タンク内の水位線を見てください。水位が、水位線より上にあるか、下にあるかで対処法が異なります。QRコードで確認してみましょう。



ケータイで対処法を確認! 細かい手順を丁寧に解説!

トイレの水の流れが悪い



パイプの付け根から水漏れ



蛇口から水が漏れてくる



シャワーの水量が少ない



排水管から水が漏れてくる



家財総合保険

賃貸住宅にお住まいの皆様の家財を、自然災害による損害や火災、盗難、水漏れ等による損害や、日常生活で生じる様々な損害賠償責任まで幅広く補償する家財総合保険(火災保険)です。ご希望の方を対象に無料で提供いたします。



家財の補償【保険金をお支払いする場合】

賃貸住宅に収容される家財が①～⑨の事故によって損害を受けた場合に損害保険金をお支払いいたします。また⑩～⑮の費用保険金をお支払いいたします。①～⑨のお支払いする保険金は損害の額(60万円が限度)です。



1 火災



2 落雷



3 破裂・爆発



4 風災・雹災・雪災



5 賃貸住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突等



6 水濡れ
給排水設備に生じた事故による水濡れ
または他の戸室で生じた事故に伴う水濡れ



7 騒擾、集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為



8 盗難

(a) 盗難による家財について生じた盗取、損傷、汚損
(b) 賃貸住宅内における現金、小切手、預貯金証書、乗車券等、切手または印紙の盗難
1事故1世帯につき現金、小切手、乗車券等、切手または印紙は20万円



9 水災

(a) 家財に再調達価額^(注1)の30%以上の損害が生じたとき
(b) (a)に該当しない場合において、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により家財に損害が生じたとき
(注) 損害が生じた地および時における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。

災害により生ずる費用にも備えます(次のような費用もお支払いします)

10

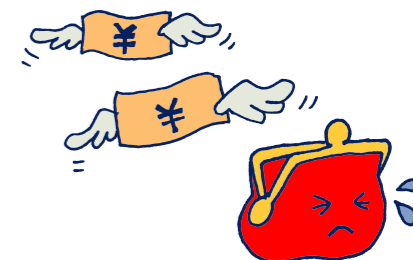
臨時費用

①～⑦までの事故によって損害保険金がお支払される場合
損害保険金の30%

11

残存物取片づけ費用

①～⑧(a)、⑨の事故によって損害保険金がお支払される場合において、家財の残存物の取片づけに必要な費用を支出したとき
1事故につき損害保険金の10%が限度



12

失火見舞費用

①または③の事故によって第三者の所有物が損壊した場合に、それによって見舞金等の費用が生じたとき
1事故につき家財補償の保険金額の20%が限度

13

地震火災費用

地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で家財が全焼または収容建物が半焼以上となった場合にお支払いします。
家財補償の保険金額の5%

16

貸主への賠償

被保険者^(注1)が火災、破裂・爆発、盗難または給排水設備に生じた事故に伴う漏水等による水濡れによって、賃貸住宅に損害を与えた場合、貸主に対する法律上の賠償責任を補償します。

14

住まいの修理費用

火災、破裂・爆発などの災害等により賃貸住宅に損害が生じた場合、被保険者が貸主との賃貸借契約に基づき、または緊急的に自己の費用で修理した費用を補償します。

15

損害防止費用

①～③までの事故によって損害保険金がお支払される場合において、損害の発生および拡大の防止のため、消火活動に使った消火剤等の費用を支出したときは損害防止費用をお支払いいたします。

17

日常生活の賠償

賃貸住宅の使用・管理または日常生活において、被保険者^(注1)が他人に対してケガをさせたり、他人の財物に損害を与えた場合、他人に対する法律上の賠償責任を補償します。

注1) ①～⑨、⑬、⑰の補償の被保険者(補償の対象となる方)は、入居者本人、その配偶者(内縁を含みます。)、入居者本人ならびにその配偶者と同居の親族または別居の未婚の子、入居者の同居人(賃貸借契約上の借主に限ります。)となります。
注2) ①～⑨の補償において、貴金属・美術品等で1個または1組の損害の額が保険価額(時価)で30万円を超える場合にはその損害額を30万円とみなして保険金をお支払いします。ただし、貴金属・美術品等以外の物の損害額とあわせて60万円を超過する場合には、保険金のお支払額は60万円が限度となります。

家財総合保険にセットされる特約

引越中の事故補償対象外特約

被保険者が転居する際、保険の対象を収容する建物から転居先の建物に運送中に生じた損害に対しては**保険金を支払いません。**

植物特約

保険の対象である観賞用植物が、損害発生日からその日を含めて7日以内に枯死した場合にのみ**保険金を支払います。**

その他不測かつ突発的な事故補償対象外特約

火災、落雷、風災、水災などの事故以外の偶然な事故によって生じた損害に対しては**保険金を支払いません。**

動物特約

保険の対象である動物が、借戸室内で損害を受けたため、損害発生日からその日を含めて7日以内に死亡した場合にのみ**保険金を支払います。**

無料で提供する家財総合保険は、(株)アクトコールが保険契約者、チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド(チューリッヒ保険会社)が引受保険会社となり、入居者様を保険の対象となる方(被保険者)とする契約です。入居者様に家財総合保険の料金をご負担いただくことはありません。

火災保険の補償金額 (保険金額)【補償期間1年*】	家財補償	修理費用補償 (自己負担額 3,000円)	借家人賠償責任補償 (自己負担額 1,000円)	個人賠償責任補償 (自己負担額 1,000円)
60万円	60万円	100万円	1,000万円	1,000万円

1回の事故で家財補償の保険金のお支払額が60万円に達しない場合、または家財補償以外で保険金をお支払いした場合でも、補償金額が減額することはありません。
※下記のa.～d.の場合を除き、本サービスが継続している間は1年ごとに無料で提供いたします。
保険期間の始期は入居者サービスの開始時期と一致します。実際にご契約いただくお客様の補償開始日は申込書およびご契約後に送付する「ご契約内容のご通知」に記載の入居予定日、もしくはサービス開始希望日とします。

無料で提供する家財総合保険は、次の場合には補償が終了いたします。

(その場合、新たな火災保険契約が必要となる場合がありますので、必ず不動産管理会社にご相談ください。)

- a.借戸室を居住以外の目的だけに使用することになった場合(例:借戸室を英会話教室専用で使用することになった場合)
- b.借戸室を退去した場合 c.本サービスを解約した場合 d.本サービス提供会社の都合によりサービスの提供ができなくなった場合



地震保険について

家財総合保険では、**地震・噴火・津波による火災損害**(地震等により延焼・拡大した損害を含みます)は補償されません!
(地震火災費用保険金はお支払いの対象となることがあります。)

地震・噴火・津波を原因とする**火災・損壊・埋没・流失**による損害を補償するには別途、**地震保険**への加入が必要です。

※家財総合保険には地震保険をセットすることができませんので、地震保険をご希望の場合は、損害保険代理店である不動産管理会社にご相談ください。

- ・家財総合保険は、家財の補償金額が60万円となっており、被保険者様の家財の**すべてを補償するには不十分である可能性があります**。上乗せの補償をご希望の場合には損害保険代理店である不動産管理会社へご相談ください。
 - ・家財総合保険以外に既に他の保険契約等にご加入の場合、再調達価額(注)を超えてご契約されても、その超過部分は無駄になりますので、他の保険契約等にご加入される場合には、**他の保険契約等とお支払いする保険金の内容の違い**や補償金額にもご注意ください。
- (注)損害が生じた地および時における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。

保険金をお支払いできない主な場合

【各補償共通】

- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動、核燃料物質による損害
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする損害(ただし、地震火災費用保険金には適用しません。)

【家財の補償】

- ・被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ・被保険者が所有し、または運転する車両またはその積載物の衝突または接触
- ・火災等の事故の際における保険の対象の紛失または盗難
- ・保険の対象が屋外にある間に生じた盗難

【住まいの修理費用の補償】

- ・被保険者、賃貸住宅の貸主またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ・被保険者、賃貸住宅の貸主が所有し、または運転する車両またはその積載物の衝突または接触
- ・次のいずれかに該当する箇所に生じた損害に対しては、修理費用保険金を支払いません。
 - ①壁、柱、床、梁、屋根、階段等の建物の主要構造部
 - ②玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、壁、垣、給水塔等の賃貸住宅居住者の共同の利用に供せられるもの

【貸主への賠償責任の補償】

- ・被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- ・被保険者の心神喪失または指図
- ・賃貸住宅の改築、増築、取りこわし等の工事
- ・被保険者と賃貸住宅の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ・被保険者が賃貸住宅を貸主に引き渡した後に発見された賃貸住宅の損壊に起因する損害賠償責任

【日常生活の賠償責任の補償】

- ・被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- ・被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ・専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ・被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ・被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ・被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ・航空機、船舶・車両または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

事故が起こったときの手続き

家財総合保険で補償される事故が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社(チューリッヒ保険会社)にご通知のうえ保険金請求の手続きをお取りください。この通知が遅れますと保険金のお支払いが遅れたり、お支払いができないことがありますのでご注意ください。

- ・16または17において、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず引受保険会社に連絡し承認を得てください。
- ・引受保険会社の承認がないまま被害者に対して損害賠償額の全部または一部を承認された場合には、保険金が支払われないことがありますので十分ご注意ください。

【損害賠償保険金のお支払いにあたっての先取特権】

- ・16または17において、損害賠償請求権者(被害者)は、他の債権者に優先して、保険金の支払をうける権利があります。また、原則として、この保険金請求権の譲渡・質権設定・差し押さえはできません。

保険に関するお問い合わせ

保険契約に関する個人情報、本契約引受及び保険金支払の判断、本契約の履行、他の保険・サービスの提供及び保険商品等の開発調査のために利用します。引受保険会社の個人情報保護方針については、引受保険会社のホームページでご確認ください。家財総合保険の内容についてご不明な点がある場合には取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせ下さい。

【取扱代理店】
プロフィックス(有)

【引受保険会社】
チューリッヒ保険会社

(WS130225-1)

プレミアム優待サービス

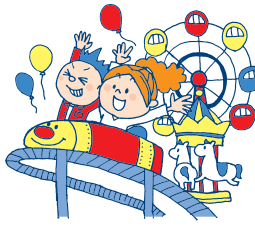
ホテルや温泉、グルメ、レジャーなど**全国約10,000施設**が格安メンバー料金でご利用いただける**会員優待メンバーシップ**です。毎日暮らしに役立つ充実のご優待がお楽しみいただけます。



優50% OFF **トラベル**

- 国内旅行・海外旅行 ● 温泉
- リゾートホテル ● 日帰り温泉

全国約**850**施設



優75% OFF **レジャー**

- テーマパーク ● カラオケ
- 映画館 ● 遊園地

全国約**600**施設



優50% OFF **スポーツ**

- スキー場
- スポーツクラブ

全国約**350**施設



優50% OFF **グルメ**

- 宅配ピザ ● ファーストフード
- レストラン ● スイーツ
- 居酒屋

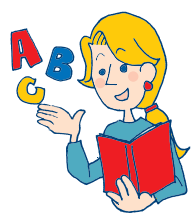
全国約**750**施設



優50% OFF **ライフサポート**

- レンタカー ● ペット

全国約**4,700**施設



優20% OFF **キャリア**

- お料理教室 ● 英会話
- 資格取得

全国約**2,100**施設



優20% OFF **ビューティー**

- ネイルサロン ● 美容院
- リラクゼーション

全国約**650**施設

[サービス提供元] FCクラブ事務局

PREMIERE プレミアムショッピングモール Shopping mall

最大80%オフの会員制ショッピングサイトです。家電からホビー・ファッション・日用品などさまざまなアイテムをお買い物できます。

例えば・・・

- Tv**
市場価格 23,000円
15,200円
- coffee maker**
市場価格 6,500円
4,085円
- shoes**
市場価格 5,145円
2,573円

など盛りだくさん!

※2012年10月現在の広告です。万が一、在庫がなくなった場合は、新しい商品に変わる場合がございます。

[サービス提供元] 株式会社リバリュー

健康医療情報サポートサービス

専門スタッフが対応するから安心です!!

子供が急に病気に！生活上のトラブルを相談したい！
そんな時に気軽に相談できるサービスです。

健康医療相談サポート
突然の体調不良・不意のけがなど、健康面のトラブルに医療機関などの専門医をご紹介します。

生活相談サポート
しつこい訪問販売や勧誘、ストーカーなどの生活上のトラブルに、行政機関など専門機関をご案内いたします。

※当社が治療・診断を行ったり、トラブルを解決するものではありません。

10万円バックアップ

盗難転居サポートサービス

空き巣の被害にあって同じ部屋に住みたくない…
そんな方へ、新しい部屋での再出発のための**10万円**をバックアップします。

※室内において侵入盗難被害に遭い、お引越しをする場合において適用されます。
詳しくはサービス利用規約をご覧ください。

快適生活 コンシェルジュサービス

楽しく、快適ライフを送っていただくための、お役立ちコンテンツをご用意しました。

新生活サポート

新居での面倒な手続き等の準備をサポート。

- インターネットの手続き
- 引越無料見積もり
- 新聞購読手続き
- 車・バイクの引越
- 家具・家電レンタル

タクシー手配サービス

【24時間365日対応】
サポートデスクにお電話1本でご指定の場所へ手配代行します。

クリーニング集配宅配サービス

【初回に限り20%OFF】
ご自宅までクリーニングの集荷・宅配いたします。※一部のエリア対象外

おそうじコンシェル

プロのテクニックをあなたのお部屋にお届けします。

※見積時間は別途約20～30分いただきます。※年式によって対応できない機種があります。※汚れに応じて別途お見積りさせていただきます場合がございます。

クリーニング保管サービス

クリーニング料金だけで、最長6カ月間保管します。

家事代行サービス

あなたのお部屋の家事全般をお受けします。 ※一部のエリア対象外

賃貸ライフお役立ちサイト LISCOM

登録無料 楽しく、快適ライフを送っていただくための、情報満載お役立ちサイト LISCOM! パソコンはもちろん、ケータイでもご覧いただけます。

ショッピング
家具、家電、雑貨など、新生活に役立つさまざまなアイテムをお買い物できます。

暮らしのお助けサービス
引越し業者一括見積りや新聞の申込み手続きなど、新生活に必要な手続きができます。

MY 家計簿
WEB上にそのまま入力、即座に自動計算! 簡単に続けられる優れモノ。

簡単レシピ
人気料理家達のレシピを定期的に掲載。簡単でヘルシー、身近な材料でできるメニューです。

インテリア取材記事
アレンジ上手さんの模様替えテクや家具配置などの取材記事を掲載。参考ポイントが満載。

会員登録をしておトク情報をゲットしよう!
サービスの開始後、2週間前後で「ご契約内容のご通知」がお手元に届きます。

- LISCOM(www.liscom.jp)にアクセスし「新規会員登録ページ」へ。
- 「ご契約内容のご通知」内にある、お客様のLISCOMコードを入力し、会員登録完了!

● PC版はこちらから <http://www.liscom.jp>

● モバイル版はこちらから <http://liscom.jp>

各種お問合せのご案内

Alwaysサポートデスク

- 緊急かけつけサポート
- 健康医療情報サポートサービス
- 盗難転居サポートサービス
- コンシェルジュサービス
- 本サービスの内容に関するお問い合わせ

家財総合保険に関するお問合せ

- チューリッヒ保険会社 事故受付専用フリーダイヤル**
万一、事故にあわれたときは、遅滞なくチューリッヒ保険会社事故サポートデスクにご連絡ください。
- 家財総合保険の内容に関するお問合せ**
【取扱代理店】プロフィックス(有) 【引受保険会社】チューリッヒ保険会社

または

プレミア優待サービス

- URL
- 認証コード

プレミアショッピングモール

- URL
- 認証コード